平成28年第2回士幌町議会定例会

1 議事日程第2号 6月14日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 大西 米明議員 児童虐待の防止対策について

2 清水 秀雄議員 子どもの貧困対策について

3 中村 貢議員 教育の格差解消と支援について

4 秋間 紘一議員 高齢者等緊急通報システム設置事業

について

2 出席議員 (12名)

 1番 細井 文次
 2番 和田 鶴三
 3番 秋間 紘一
 5番 河口 和吉

 6番 清水 秀雄
 7番 飯島 勝
 8番 出村 寛
 9番 森本 真隆

 10番 大西 米明
 11番 加藤 宏一
 12番 中村 貢
 13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

 町長
 小林 康雄
 教育長
 堀江 博文

 代表監査委員
 佐藤 宣光
 農業委員会会長
 渡邊 睦実

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘 瀬口 豊子 土屋 仁志 総務企画課長 会計管理者 町民課長 波多野 義弘 保健福祉課長 大森 三宜子 産業振興課長 高木 康弘 産業活性化担当課長 **亀野** 倫生 建設課長 増田 優治 道路維持担当課長 佐藤 英明 病院事務長 山下 慎也 特別養護老人ホーム施設長 矢野 秀樹 こども課長 淡中 金森 秀文 消防課長 溶

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 辻 亨 学校給食センター所長 鈴木 典人 高等学校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

9 議事録

1

2

会議の経過

(午前10時00分)

加納議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、河口和吉議員及び6番、清水秀雄議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問順位1番、大西米明議員。

大西議員

おはようございます。それでは、私のほうから昨今大変多発しています児童虐待の防止対策について質問させていただきます。

厚生労働省によると、全国の児童相談所が平成26年度に対応した児童虐待の相談対応件数は約8万9,000件となり、24年連続で最多を更新したとのことであります。また、本町にあっては平成26年度の相談対応件数が5件と報道されています。深刻な少子化が進むのと反比例するかのように児童虐待の相談対応が増加しており、政府は児童相談所の体制や権限強化を柱とする児童福祉法と児童虐待防止法の改正案を閣議決定し、今国会での成立を目指していますが、本町における児童虐待の現状と防止対策について伺います。

加納議長小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、児童福祉法等の一部改正についてでありますが、児童相談所の強化対策として、指導教育を担当する児童福祉司、児童心理士の配置や児童福祉司の研修の義務化を規定、また児童相談所や市町村の求めに応じて医療機関や児童福祉施設、学校が被虐待児に関する資料を提供できる旨を規定しているところであります。ほかに虐待を受けるなどして実親のもとに暮らせない子供について、里親委託や養子縁組の促進も児童相談所の業務に位置づけられるところであります。

なお、これまで一時保護中に18歳になった場合は児童養護施設に入 所することはできませんでしたが、20歳未満まで入所措置を可能とし たところであります。また、自立援助ホームについては22歳の年度末 までの間にある大学等就学中の者も対象として追加をしたところであ ります。

次に、士幌町における児童虐待に関する状況でありますが、平成26年度には要保護児童対策協議会の開催が3回、対象件数は5件で、延べ7件で、全て虐待疑いの協議件数であります。平成27年度も会議を3回開催、対象数は2件で、延べ3件の虐待疑いの協議件数であります。

次に、事案の内容でありますけれども、平成26年度においてはネグレクトの疑いが3件、心理的虐待の疑いが1件であります。27年度については、ネグレクト疑いが2件となっているところであります。

この会議は、要保護児童に関する情報交換や支援を行う関係機関で協議を行う場であり、この機関としては児童福祉関係機関として子ども課、子育て支援センター、児童相談所、民生児童委員、日中一時支援事業所、社会福祉協議会、協議機関として教育委員会事務局、学校、こども発達相談センター、保健医療機関として町国保病院、保健福祉課母子保健担当及び福祉担当、そして警察関係などであります。必要に応じて関係機関が集まり、支援策等を協議しているものであります。

なお、虐待防止対策についてでありますが、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを通じて不安や孤立に対応し、児童虐待のリスクを早目に発見するということで、保健福祉課において虐待予防ケアマネジメントシステム事業を行っているところであります。この事業は、母子手帳発行時に妊婦さんアンケートによる不安や困り事の把握を行っています。さらに、保健師による産後の乳児全戸訪問時に赤ちゃんへの気持ち質問票、エジンバラ産後鬱質問票による母親のメンタル面の把握、子育て支援応援アンケートによる育児での心配事や悩み、育児環境の把握を行い、その後保健師間による子育て応援検討会を実施し、必要な支援の方向を協議しているところであります。

また、十勝管内親子支援システム事業により産科医療機関からの親子の支援の必要なケースが連絡があった事例については、保健師が早期に対応しているところであります。

なお、4カ月児、10カ月児の乳児健診、1歳6カ月児、3歳児の幼児健診においては、育児についての実態、不安や悩みを問診にて確認し、保健師が支援をしております。

また、虐待疑いの事例については、保健福祉課が窓口となり、関係機関で情報の共有を早期に行うことに努め、必要時に上記の要保護児童対策協議会を開催し、協議を行っているところであります。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今回の児童福祉法、虐待防止法の改正については、今児童虐待防止 法は平成12年に制定されたもので、まだ16年しかたっていません。そ れで、いろんなことが、まだ不備なことがいっぱいあるのだと思うの

です。いろんな事件が起きて、それに対応できるような法改正を今や っている最中なのだと思っています。ですから、2月に起きた相模原 市の中学2年生が親と暮らしたくない、何とか児童施設に入れてほし いというような、児相に相談したけれども、それを却下されて、家に 帰れなくてとうとい命をみずから絶ったという案件がありました。そ ういうことを踏まえて今回の改正だと思いますけれども、まだまだこ れからいろんな事案が出てきて、それに対応できるような法改正があ るのだと思いますけれども、町としても今回の改正の中で、平成31年、 32年ですか、その前にやれという、設置すれという義務があるのです が、まず市町村がやらなければならないのは、妊娠期から子育て期ま での切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努め るということで、今答弁書見ますと大方これと似たようなことをやっ ていますけれども、名前を変えれば母子健康包括支援センターという 名前にできるのだと思いますけれども、今後あと3、4年ありますけ ども、町としてはどういう体制でこの改正案に対応できるような施策 をしていくのか、ちょっとお聞きします。

加納議長小林町長

町長。

法律の施行が29年の4月ということでありますから、それらの組織的なことについては今大西議員がおっしゃるとおり3年間の猶予期間を持つということでありますけれども、ちょっと私どもも今回法律ができたわけでありますから内部検討を十分置きながら、子育て包括支援センターの設置について検討していくわけですけれども、基本的には設置をしていく方向で検討するのでありますけれども、現在あります要保護児童対策協議会との関連等々組織的に少し整理するものは整理して、連携をとれるように検討してまいりたいと思うところでありますけれども、年度内に来年度の予算に向けても種々検討していきたいと思っていますけれども、これらの体制についてはまた議会とも協議をさせていただきたいと思います。

加納議長大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

順次今までやっていることに多少足すぐらいだと思いますけれど も、士幌町はほかの町村から見ると先進的な施策をやっているのかな と思っております。

また、児童施設については18歳まで、20歳までということなのですが、今回自立援助ホームについては22歳、大学卒までをそこで援助しているということですが、私もよくわからないのですが、養護施設で預かるとその子供は大体高校までは国、公費によって卒業できるのですよね。ですけれども、その中で大学進学をする人は、今回は援助ホームにおいて22歳までそこで生活はできるのですが、大学行くための資金についてはどのようになっているのかなと。ちょっと私も高校までは公費で出してもらえるみたいですけれども、施設から行けるので

すけれども、大学の場合は誰が責任を持つのか、またこれから2人の人が貧困の格差是正で話がありますから、余り深くは聞きませんけれども、ただ親の都合、親の虐待によって未来ある子供が勉学に励めないということは非常に不幸なことなのだと思います。これ親がいて進学できない子もいるかもしれませんけれども、親から離されてこういう形になっていくと、誰が大学……奨学金がある、自分でアルバイトしながらというのも難しいのだと思いますけれども、その辺を町が、多分籍は向こうで持ってしまうから町民ではなくなるのかもしれませんけれども、その辺は結構難しい問題になるのだと思いますけれども、ぜひそういうことがあるとすれば、士幌町の子供もそういう施設に何人かは入っていると聞いていますから、そういう子供が大学に行くときには町としてどういう援助ができるのか、国がするのか、その辺についてお聞きします。

加納議長

町長、答弁願います。

小林町長

今回の児童保護施設通知の中で、今大西議員が言われていました18歳以上に対する支援の継続についてということで大学在学中の対象の追加ということで通知があるのでありますけれども、私ども具体的なことについてはもう少し国、道あるいは実態も含めて詰めていかなければならないのではないかというふうに思うところでありますけれども、保健福祉課長のほうからそこら辺の内容については若干答えさせていただきたいと思います。

加納議長 大森保健

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

福祉課長

例えば被虐待児が養護施設に入ってそこで生活している場合においては、大西議員さんがおっしゃるように高校卒業までは全て都道府県知事の権限でその施設で生活できるような予算が出るのですが、大学進学につきましては就職、大学進学等支度費というものがありまして、それが今調べてみると1人1回で、親の経済的援助が見込めない場合の加算がついて26万8,000円ぐらいというふうに聞いております。養護施設で見る部分につきましては、高校卒業までという形になっております。

以上でございます。

加納議長大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今の話聞いていますと、高校までは公費で何とか卒業できますけれども、大学に行くと支度金が26万8,000円、これで大学に行けというのはちょっと無理な話で、施設に入ると高卒で終わらなければならないのかなというような感じがよくします。ですから、ぜひどういう方法があるのか知らないけれども、子供たちが向学心に燃えて大学行きたいのだという話があったときには、町として何らかの対応ができればその子供たちの未来が開けていくのかなと思っています。

また、改革についてはこのぐらいでやめておきますけれども、あと は士幌町の事例についてお聞きしますけれども、いずれにしても児相 というのは幼児を親から分離させて保護する。また、親を援助しなが ら子供との関係を修復させるという2つの大きな目標を持っています けれども、今マスコミ等でいろんな話が出てきているのは、私が聞く のは児相がしっかりしていないから、さきの2月の事例みたいにいつ も敏速に対応していないので、子供が困ったり、いろんなことがある という。そして、とうとい子供の命がなくなっていることが往々にし て報道されていますよね。それが手続や何か、連携や何かも今回は簡 素化されたみたいですけれども、いろいろ難しい問題があってという ことで、家庭の中にも入り込むのもなかなかちゅうちょしている。警 察官もなかなかちゅうちょしているということでありますので、それ で乳児については答弁書にありましたように保健師や何かが家庭を回 っているということで、児童虐待は早期発見、早期対応なのだと思い ます。ですから、児童相談所に行く前までにやれることが結構士幌町 はあるのだと思っています。

それで、ここで私もびっくりしたのは、ネグレクトが一昨年が3件 で、昨年が2件あったということですよね。それで、いろいろなネグ レクトの一番の要因は産後鬱なのだと思っています。それであと、貧 困によるだとか、そういうことやら、家庭内で旦那に子供生まれても 喜んでもらっていないとか、子供を産んで体調を崩したり、体質が変 わったりなんかしながら、ストレスだとか、いろんな要件をもって産 後鬱になるのですが、今僕が思ったのは生まれる前は妊婦健診で何回 もあったのですが、生まれた後のお母さんに対しては大体1カ月ぐら いのときに1回相談に乗っているということで、世間一般はそんなよ うな状態でしたが、やはり産後鬱の人って妊婦の10人に1人ぐらい、 約1割の人が産後鬱になるみたいです。産後鬱になるとどうしてもネ グレクトになる傾向がありますけれども、答弁の中にもエジンバラ産 後鬱質問票を使ってやっているみたいですけれども、これも30年ぐら い前にイギリスでできた質問で、これが世界的に有効だということで、 士幌町でもこれを使って母親のメンタル面の把握をしているというこ とでありますけれども、このエジンバラ産後鬱の質問票の最高点が30 点で、10間の問診でありますけれども、9点を超えると疑いがある、 8以下だと大丈夫ということなのですが、その士幌町の5人、昨年と 今年のネグレクトは点数としてどのぐらいの点数になっているのか、 もしわかれば教えていただきたいと思います。

済みません。もう一度します。一昨年と今年でネグレクトが疑いが5件あったのですけれども、エジンバラ産後鬱の質問票で9点以上になると疑いあるということなのですが、相当高い点数がその5人の中に出ているのか、疑いだから9点、10点ぐらいで終わっているのか、

30点が最高点ですから、その辺はどのぐらいのことで点数になっているのか、もしわかれば教えてください。

加納議長

ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩 午前10時20分 再開

加納議長大西議員

休憩を解きます。

点数を聞いたのは、ある程度低い点数であれば保健師だとかいろん な方が町で対応して、産後鬱の症状解消に少しは使えるのかな、補助 できるのかなという気がしたのですが、点数がわからなければしよう がないのですが、高い点数でネグレクトの訴えがあるとすれば、やは り児童相談所、いろんな組織と相談しながら、早い時期に解消できる ような特効薬みたいのも出ているみたいでありますから、そういうの も指導しながら、産後鬱を何とか。それとあと、家庭内で先ほども言 ったように赤ちゃんが生まれても父親が何も喜んでくれないとか、い ろんなそういうことがあって、その子供を産んだことに悲観的になっ たりなんかしてなるみたいでありますから、そういう家庭内の旦那さ んも、お年寄りがいるのなら家庭内の環境を少しでも変えてやるとい うことがやっぱり鬱というのは大事なのだと思いますけれども、なか なか鬱病の対応って家族も大変だし、外から見ても本人の鬱状態を見 抜くのは大変に難しいのだと思いますけれども、ぜひ家庭内の中をど ういうふうにするのか、それも保健師がこれ見ていますと幼児の健診 のときに全戸を回りながら見ているからよくわかるのだと思いますけ れども、その辺のことはもしそういう症状が出たときにはどういう対 応をしているのか、まずお聞きします。

加納議長 大森保健 福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

例えば今回の虐待予防ケアマネジメント事業の中に妊婦から全戸訪問の赤ちゃんの訪問から健診のときに全部を含めてその事業を行っていて、そこの中で要支援の必要な親子をピックアップさせていただいて、保健師の中で担当の保健師だけではなくて全保健師で要支援の親子を支援の方法を考えていくという方法をとっております。その中で家庭訪問の中で家族の協力を得たほうがいい家庭があったらそこに働きかけるとか、お母さんのほうにメンタル面とか、親のほうのメンタル面を支えるお話を聞くとか、相談の機会を多くするとか、例えば次のスマイル教室に進めるとか、そのような中で定期的に保健師が親子に会う機会をつくりながら支援していくという方法をとっております。

以上でございます。

加納議長大西議員

再質問があれば。10番、大西議員。

ぜひそれに皆さんで協力しながら、そういう家庭を支えていただき たいなと思っていますし、我々にはなかなかそこまではどうにもなり ません。

それでまた、今回私が一般質問を出すときには、七飯町の置き去り 事件というのは出した後にああいう案件がありましたけれども、今い ろいろ虐待と言われるものが大体4種類ぐらい、精神的、肉体的、そ れからネグレクト、それから性的虐待という、大体4つなのですが、 今回の案件については警察は児相に対して精神的虐待だよというよう な報告をしたみたいでありますけれども、いずれにしても児童虐待防 止法が平成12年にできたということは、それまではしつけと称した体 罰だとかなんとかで片づけていた。だけれども、その中で行き過ぎて たくさんの子供たちが亡くなっていくということでそういうのができ たのでないのかなと私は臆測しています。我々も実は、私の時代なん ていうのはスパルタ教育ということで、体罰でいろいろやってきて、 それが当たり前で通っていたのです。学校でも先生が悪いことすると 体罰を与える。ですから、今はもうそんなことは絶対やってはいかん ということになっていますから、ただ今回の七飯の置き去り事件に対 しても、やはりしつけの名目で虐待をするということがよくあります けれども、これは本当にしつけなのか、虐待なのか。よく今マスコミ の中で虐待をした親が言う言葉、初めに言う言葉はしつけのつもりで やったら死んでしまったのだというような話がよくあります。ですか ら、これ教育委員会にもかかわるのかもしれませんけれども、虐待と しつけの境目ってどこなのだろうと。今回の事件を見て、私はよく考 えてどうなのだろうという話になって、今児童虐待防止法では近所の 人たちがそこの家庭の子供たちの行動を見て、何か虐待しているよう であれば児相に報告する義務がありますけれども、こういう問題が出 てきたら、うちはしつけでやっていたのだよと、外に立たせていたの もしつけだよとかと言われると、非常に通報すること自体をためらう のかなと。これ相当数が今だんだん減って、件数がふえてきて、死ぬ 子供たちは減ってきているのです。年間昨年で36人、また心配なのは 心中で33名、69名の子供が亡くなっている。10日に2人ぐらいの率で 亡くなっているのですが、ちょっと前、平成22年ごろには98名、虐待 で51名、心中で47名ということで、100人近い子供たちがとうとい命 をなくしているのですが、虐待件数がふえた理由もやはり隣近所が注 目をして児相に相談をしている件数がふえてきたのだと思いますけれ ども、それが一つの抑止力になってきているのだと思いますけれども、 今回のようなしつけなのか虐待なのかよくわからないと隣近所で通報 するのが難しくなってくるから、これは教育委員会も含めてどうした らその境目ができるのかな。非常に難しい問題だと思うのです。国も

それには余り言葉挟んでいませんけれども、これいろんな協議会の中でも一回話し合ってみるのも一つの方法だと思いますけれども、町長、どういう方策がこれに対していいかなと思うのですが、どうですか。

加納議長小林町長

町長。

今大西議員から話ししましたように、しつけだとか教育と虐待の関係、あるいはスポーツにおいては指導なのか、あるいはいじめなのかという問題があって、そこの切れ目なのでありますけれども、これ難しい問題なのでありますけれども、そこはやっぱりその行為が子供に愛情を持ってやるのかどうかということになるのだと思いますけれども、ただそういう面は私ども行政もそうですけれども、教育委員会あるいは関係機関が事象についていろんな意見をしながら、しっかりそういうものについて見ながら、しつけなのか、教育なのか、あるいは指導なのかということを地域として見きわめながら必要なことについては通報等をしていくという取り組みを地域全体でしていくことなのだと思います。

加納議長大西議員

大西議員。

町長が言われるように、愛情を持ってしつけしたのかというところが一番大事なのだと思うのです、本来は。ですけれども、一般から見ると愛情をかけたのか、ただ親の感情で、気分で子供を体罰しているのかというのはなかなか隣近所からわからないのだと思います。

また、今年の統計見ますと、やはり学校に入る前、6歳未満の子供たちが40数%、それから小学生を含めて大体8割近い子供たちが虐待のあった年齢なのだそうであります。それから、通報、どこから通報があってということなのですが、私はこれちょっと国の資料を見て驚いたのは、児童委員からの通報というのが件数は200件ぐらいあるけれども、9万件の中の200数十件ですから、パーセンテージでいくとゼロ%しかなっていないのです。士幌町も主任児童委員、それから民生児童委員で十数名おりますけれども、その人たちにどのようなこういう虐待なんかのあれが上がってくるのか、うちらはどうなっているのかちょっとお聞きします。

加納議長 大森保健 福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

町の民生児童委員は19名おります。そのうちの2名が主任児童委員という方になっております。民生児童委員の方には、例えば要保護児童対策地域協議会には担当地区の民生児童委員さんと主任児童委員さんにも出席していただいています。主任児童委員さんは、福祉関係の職員もしくは保育士、看護師、保健師という専門職の中から選ばれる方なので、そういう専門知識もある方というふうになっておりますので、その方の意見も伺ったりしております。実際に虐待の疑いのある対象家庭において、その地区の民生児童委員さんがかかわっている事

例もございます。また、地域においてそういうお子さんについての情報につきましては、民生委員さんを通じて保健福祉課に連絡をいただいていることもございますので、民生児童委員さんにも活躍していただいている現状でございます。

以上でございます。

加納議長大西議員

再質問があれば。大西議員。

民生児童委員が19名で、地域に大体1人ずつ配置されているのです が、やはり地域のことは一番その人たちが知っているのだと思うので す。ですから、ぜひその人たちを活用しながら、虐待が隣近所でなか なか報告できない人たちも、民生児童委員であればそういうことに耳 を傾けて、すぐ町なり保健センターに報告してもらうような体制づく りをきちっとしてもらうのとやっぱり虐待に対しての講習や何かも多 分受けていると思いますけれども、少し勉強してもらったほうがいい のかなと思っています。また、相談の、学校というのは少ないのです が、保育園、幼稚園のところからの相談も結構あるのですが、やはり もう小学生、中学生ぐらいになるとなかなか虐待を受けていても、ど ういうわけかそういう子供たちは親を擁護しようという気になりま す。だけれども、学校に入る前ぐらいの零歳児から6歳までの間であ ればいろんなことで保育士、保育教諭に聞かれるとありのまま話しし てくるのだと思いますけれども、やはり子ども課の中でそういう人た ちの虐待に対する講習だとか、そういう勉強会はしているのかどうか をお聞きします。

加納議長

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩 午前10時35分 再開

加納議長

休憩を解きます。

保健医療福祉センター長。

山中保健 医療福祉

保健医療福祉センター長、山中より今の質問について答弁をさせて いただきます。

センター長

有資格者ですから、そういった研修を受けて資格を取っておりますので、そういった知識は当然持っていると。ただ、その後においてどこまで勉強、講習を受けているかということになりますと、具体的にそういう虐待だけの講習に行ったという報告はちょっと聞いておりませんけれども、要保護の対策地域協議会の中にも担当の職員として来ていただいておりますので、そういった中ではいろいろな意味で知識は深めていっているという状況にあるかと思います。

以上でございます。

加納議長

再質問があれば許します。10番、大西議員。

大西議員

何か苦渋の答弁みたいで、私は協議会の中でいろんな事例を聞くけれども、その対応について子ども課は子ども課の中で、その子供たち、親に対して、まだ虐待と言われないぐらいのやつでもそれを察知して対応するためには、やっぱりそれなりの講習を受けて、どうしなければならないと。保健センターだと保健師は結構そういう機会があるのだと思いますけれども、多分保育士、保育教諭はそういう機会がないのだと思うのです。だから、これからますますこういうことがふえてくる。いろんな多岐にわたって虐待起きてくる。そのためには、協議会の中で事例を聞いたりなんかするだけではなかなか判断できないことがあるので、ぜひその部分でも勉強を重ねてください。やっぱりそれが1つずつ子供のためになっていくのだと思います。多分学校関係では、それは虐待としつけの問題でいろいろ話し合いはしているのだと思いますけれども、そんなことは教育関係はどんなふうにやっているのか。

加納議長

教育長。

堀 江 教 育 長

虐待に関する学校の対応でございますが、法律の規定の中に学校と か認定こども園とか保育所とか、病院も含めましてそういう方たちは 児童の虐待を発見しやすい立場にあると。学校もこども園も当然なが ら日中のほとんどをそこで過ごしているわけであります。ですから、 早期発見に努めなければならないというこの規定がございまして、文 部科学省や北海道教育委員会から研修教材等も準備を受けておりま す。さらに、学校には養護教諭が配置されておりますので、養護教諭 のための児童虐待の手引と、こういうものもございまして、それぞれ 勉強しているわけです。先ほど大西議員言われたとおり、虐待なのか、 しつけなのかという問題もございますが、教員自体も当然ながら体罰 は禁止でございます。ですから、明らかに身体的なものとか、そうい うものは虐待と、それは見ればわかると思います。ですから、学校と しましては、例えばまずは朝の会、そこで児童の様子を見たりと、そ ういうことをしていただいております。そして、学校の担任がこれは いじめの疑いがあるかなとか、そういうものを感じたときについては、 管理職である教頭、校長に伝えて、さらに教育委員に伝えて、私ども は窓口となる保健福祉課と相談して地域の協議会で検討しているよう な状況でございます。

加納議長

再質問があれば。大西議員。

大西議員

学校、こども園についても、これ親の虐待もあるけれども、保育士、また先生方が虐待することもあるのだと思うのです。また、精神的虐待は子供を否定したり、怒りつける。怒り方の限度によっては精神的虐待なのだという定義になっていますから、非常に難しいのだと思いますけれども、ぜひ子供を教える先生方についてもやっぱりその辺のことは重々わかっていただきたい。私らのころは、先生にたたかれて

帰っても、家に言うとおまえが悪いからたたかれたのだとまた親から たたかれるから、先生にたたかれても何されても絶対うちでは言わな かったけれども、今の子供は先生がああ言った、こう言った、僕のこ とこんなこと言った、私のことこんなこと言ったよといってよく親に も言うことがあるみたいですから、そういうことが精神的虐待になる のかならないのかもありますので、その辺は十分注意していただきた いと思いますし、また虐待、今何でこんなに出てきたかというと、少 子高齢化、それから家族の核家族化、またそれを守る親族が近間にい ない。そんないろんな条件で家庭内だけで貧困によって子供を虐待し たり、いろんな虐待が出てくるのだと思います。それで、隣近所も本 当に耳を澄ませて子供たちを目で見て助けていくような体制づくりと いうのをきちっと町内でもつくっていかないと、また隣近所で子供い る家庭に何か言えといっても言いにくいので、そういう人のためにも 町自体としてどういう体制を社会がつくっていかなければならないと いうことがありますので、ぜひそういうことを踏まえながら住民の力 をかりながら、少しでも士幌町から虐待のない町にしてほしいし、ま たいろんな地域であることが士幌町でないということは断定できませ ん。今どんな地域でも、小さい町でも大きい大都市でもいろんなこと が起きているように、士幌町で今まで幸いにして、みずから命を絶つ 子供だとか、虐待によって命を絶つ、未来有望な子供たちの未来をそ ぐような町にしてほしくないなと思います。ぜひ町長もそういうこと を踏まえて、子育て支援ということをやっていますけれども、子育て 支援の多くは保護者に対する経済的支援だとか、それから環境づくり をやっていますけれども、まさに子供本人のこういう子育て支援の最 たるものだと思います。そういうことでその子供たちを守っていく、 それはやっぱり町がやらなければならない責務だと思いますし、そう いう子供を持った家族、それから親族もみんなで支えていくような社 会づくりをしていただきたいと思いますので、最後に町長のこういう 町にしたいという意気込みがあればお聞きして、終わりにしたいと思 います。

加納議長小林町長

町長。

今大西議員のほうからもお話があったのでありますけれども、それぞれ本町も子育て支援対策ということで進めているのでありますけれども、一方でこの後清水議員から質問のある子供の貧困の問題だとか、それから今お話がありましたいじめだとか虐待の問題、さらには特に今学校の中でも発達支援の問題等は解決しなければならない大きな課題だというふうに認識しているところでありますし、虐待そのものはいろんなことで報道されるのでありますけれども、まさに子供の基本的な権利をどう擁護していくかということでありますし、さらに命にかかわる問題でありますから、そういう認識を持って取り組んでいき

たいというふうに思うところでありますし、私ども行政関係機関あるいは教育委員会も含めた行政の関係機関はしっかり連携をしながら、通報体制あるいは指導体制をとっていくということでありますけれども、もう一方で今話がありましたように、地域社会、子育てのPTAあるいは保育所のお母さんたちも含めてでありますけれども、地域社会が何よりもしっかり見ていくという、そういう地域社会をつくっていくということが極めて重要でありますけれども、私どもの行政としての研修とあわせて、町民対象のそういう今虐待を防止していくという研修会等を開きながら、地域全体でそういう虐待をなくしながら健やかに子供を育てる、そういう地域社会をぜひ全力でつくっていきたいというふうに思うところであります。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、町長に子供の貧困対策について伺います。

2013年6月、子供の貧困対策法、正式には子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。子供の貧困が解決すべき社会問題として認められたことを意味し、日本の子供の貧困が深刻であるということであります。最新の厚労省の調査で、子供の貧困率は16.3%を記録し、6人に1人が貧困と言われます。子供の貧困は世帯全体の貧困であり、さまざまな課題が横たわっているため、多面的な支援が必要になると考えられます。根本的には、家庭の貧困状況からの離脱の施策が必要になります。子供の成長の上で何よりも家庭は重要であり、その家庭環境を安定的かつ良好なものに導いていくことが子供の貧困対策の第一の課題と考えます。自治体として子供の貧困対策についてどのように対処されるのか、町長の所見を伺います。

加納議長 小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布され、 平成26年1月にこの法律が施行され、同8月に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところであります。この法律の基本理念として、子供の貧困対策は子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現により推進することとされております。

なお、地方自治体の責務として、基本理念に基づき国と協力しつつ、 地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があるところであり ます。

子供の貧困は、大きな社会問題となっているところでありますけれども、清水議員がおっしゃったとおり、所得が平均世帯の半分額122 万円となっているところでありますけれども、それに満たない家庭で 暮らす18歳未満の子供の割合を示す貧困率については、平成21年度に 15.7%であったものが平成24年度には16.3%と過去最高となったとこ ろであります。

次に、質問の自治体としての子供貧困対策についてでありますけれ ども、本町の現在の主な子育て支援について申し上げさせていただき ますけれども、保健福祉課では妊婦健康診査の助成、それから妊産婦 安心出産支援事業による交通費の助成、産後1カ月児健診費用助成、 任意予防接種費用助成、看護、介護職員養成修学資金の貸し付け、児 童扶養手当の交付、児童手当、特例給付の支給、母子父子寡婦福祉資 金の受け付け、中学生までの医療費の助成、ひとり親家庭等の医療費 の助成、日中一時支援事業利用の助成、障害児施設通所交通費の助成、 母子、父子世帯等の生活費の助成、生活・仕事相談会の紹介等であり ます。子ども課においては、認定こども園及びへき地保育所の保育料 の第2子について半額、第3子以降は無料化、国保病院では医師修学 資金の貸し付け、町民課では出産祝金、小学校入学祝金制度、建設課 では子育て世代の分譲地購入助成制度、産業振興課では緊急雇用対策 事業、ハローワークと連携した求人情報の提供、勤労者福祉資金貸し 付けなどを行っているところであります。このほか教育委員会におい ても教育に関する支援を行うため、各施策を実施しているところであ ります。いずれにしても、子供の貧困対策は国家レベルの重要な課題 となっていると認識しているところであり、地方においても現状をし っかり把握しながら、国、道と連携した取り組みが必要と認識してい るところであります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。

町長の答弁で、子どもの貧困対策の推進に関する法律ができた以後、 自治体として取り組まれた貧困対策について挙げられているのです が、町長がここで挙げられている項目というのは、実際にこの法律が 施行後に実施されたというものですか。さらっと見れば、私たちが今 までの経過の中でいえば従前から実施してきたものに対して、補足的 に貧困対策という形で取り入れてきたものなのか、従前からの実施さ れている施策をここで羅列されたものなのか、ちょっと判断に苦しむ ところがあるのですが、実際に法施行後にこれらについてはこういう 取り組みをしましたということについて少し説明していただけません か。

加納議長

町長。

小林町長

いろいろあるのでありますけれども、従前からの制度としてありま すし、法施行後に改正をしたものもありますし、また新たに取り組ん だところでありますし、今年度から新たに取り組んだことであります けれども、特に最近は子育で支援対策として子供の医療費の助成費用を中学校まで助成を拡大をしたということだとか、さらには今年度から保育料については、国については360万円という所得制限を設けているわけでありますけれども、所得に関係なく第2子については半額、第3子以降については無料化にするという取り組みをしているところであります。それから、出産祝金、小学校入学祝金制度のほうも制度前からでありますけれども、私の子供支援施策として実施をしているものであります。

あと、新しいもので個別のものについては、保健福祉課長のほうから補足をしてもらいたいと思います。

加納議長 大森保健 保健福祉課長。

保健福祉課、大森より回答させていただきます。

福祉課長

保健福祉課の部分で法施行後子育て支援として入れているものにつきましては、妊産婦安心出産支援事業の妊婦健診での送迎部分の支援と、あと産後1カ月児健診費用助成は産後1カ月の母親と1カ月児の健診助成、それと看護、介護員養成修学資金貸し付けは、看護師だけではなく介護福祉士の養成の修学資金貸し付けを加えております。あと、日中一時支援事業の利用料の関係では、無料という形で今年度より行っておりますので、その部分が変わってきている内容でございます。

以上です。

加納議長清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいまお伺いして、法施行後に新たにどのような施策が行われて きたかということについてはほぼわかりました。

私がお伺いしたいのは、子供の貧困という今の状態、貧困率でいえ ば16.3%です。しかし、ひとり親家庭の子供の貧困率、これは54.6% になっているというふうに言われている。これは、ひとり親家庭のう ち半数以上が先ほど町長が言われていますように年所得122万円以下 で暮らしていることになるわけです。これは、先進国の中でも最悪の 水準だというふうに言われています。2010年の国勢調査をもとに算出 すると、北海道の貧困率に該当する子供は約12万7,000人だというふ うに推計されていたと。ここで私は、では士幌でそのような状態に置 かれている子供たちというのは一体どれぐらいいるのだろうというこ とで、職員の方々にも協力いただきながら数字を挙げていただきまし た。数字的にはそこまでは、比率で出しますと士幌の場合は非常にほ かの自治体と違って低い比率だということがわかりました。士幌のひ とり親家庭というのは52世帯、子供の数は98人いるというふうに言わ れています。児童扶養手当を受給している世帯が35世帯、子供は67人 です。これが先ほどのひとり親家庭の子供98人と児童扶養手当を受給 している67人の対比が北海道で言われている12万7,000人の一部と判 断していいのかどうかということは、ちょっとそこのところは断定で きないところなのですが、いずれにしてもこれだけの多くの子供たち が児童扶養手当を受給している実態、これは非常に見過ごすことので きない重要な問題だというふうに考えなければいけないと思うので す。これらの対策についてどうするのかということが1つあると思う のですが、その点についてちょっと1つは、これ自治体だけでは全く 対処し切れないという問題があります。ひとり親家庭で何が問題なの かというのは、一つの問題があるのです。この児童扶養手当というの は月額最高で約4万2,000円です。第2子は36年ぶりに改定されて、 この8月から年収171万7,000円未満であれば1万円だと。3人目以降 は227万1,000円未満であれば6,000円で増額されたのですが、子供が ふえるにつれて支給額が減額される仕組みになっていると。さらに、 養育費の有無、親との同居などによって金額がさらに減額される仕組 みになっているのです。町長に1つ、これは改善するべきだというこ とで、国に対して改善を求めていただきたいという1点は、この児童 扶養手当は実は毎月支給されないのです。3カ月に1回です。そうす ると、この家庭の経済状況によっては3カ月に1回というのは非常に 財政、家計のやりくりに厳しい状況が生まれると。それで、ひとり親 家庭の中では毎月支給にしてほしいという要望があるのです。これは、 先ほど言いましたように町長が実施するわけではないですから、国の 施策として改めるように、ぜひ国に対してそういう要求を上げていた だきたいというふうに思います。

それで、さらにここの中で問題になってくるのは、ひとり親家庭というのは多くの場合は、働き方が正職員として働いていてもなかなかほかの家庭のように仕事に専念して働くことができないという状況が多くあるというふうに言われています。ここをどう解決するかということがあるのですが、そこのところで十分に子育てだとか、家庭の雑用だとか、さまざまなことで就労情勢がうまくいかないから、就労所得が減っていくということがあります。そこのところの対して自治体としてどのような対策ができるのか、自治体として何かそういうことに対して支援する方策というのは考えるべきでないのかというふうに思うのですが、その点について町長に伺いたいと思います。

加納議長

ここで休憩に入りたいと思います。

午前11時02分 休憩 午前11時15分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長、答弁願います。

小林町長

それでは、清水議員の2問目の質問にお答えさせていただきたいと

思いますけれども、全体的な貧困率の問題だとか、あるいはひとり親あるいは生保等々の議論についてはそれぞれ国でも報告されている。そういう傾向にある。特にひとり親については、進学率あるいは就業率等々も低いということも1つ大きな課題になっているというふうに私どもは認識をしているところであります。

次に、本町における状況なのですけれども、全ての数字を正確に網羅しているわけではないのですけれども、生保の受給率も含めて、本町は就労の場があるということで、そういう面では比較的そういう課題は少ないのですけれども、ただないわけではないわけでありますけれども、今後対応をとっていかなければならないのでありますけれども、先ほどの大西議員の虐待にかかわる問題等も含めて、今後子供の貧困ということに対してはそれぞれ地域で課題になっていることでありますけれども、私ども一度それらの検証なり点検をしながら今後の対策について町として検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、特に就業にかかわっては、それぞれ比較的就業率は高いということがありますし、さらに高齢者の生きがい事業団等の活動もしっかりしているということなのでありますけれども、私ども所得を確保するとすれば、本町においてやっぱり女性が働くというのですか、共稼ぎができるという環境をどうつくっていくかということも重要な課題だということを昨年も農協を初め民間の会社、事業所等に休業、休暇等をとるための条件整備ということをお願いをしたわけでありますけれども、今後も私どもの例えば保育所、認定こども園の子供さんを預かるのを働きやすい条件になるように努力をしていくということとあわせて、民間の事業についても共稼ぎができるという、そういうことが広がるようお願いをしていくというふうにさせていただきたいと思います。

加納議長清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁いただいたところでございますが、貧困というのは子供に大きな影響を与える。どんなことがあるのかということをちょっと具体的に私もここまで、こういうことも考えられるのかというふうに改めて思ったのですが、子供が受ける影響というのを具体的に言えば、例えば3食きちんと食べられないのから始まって、少々の病気や虫歯では病院にかかれない。また、絵本、児童書、おもちゃも買ってもらえない。新しい衣服を買ってもらえない。学用品が買えない。習い事をさせてもらえない。お金のかかる少年団活動ができない。友達に誘われても有料のレジャー施設に行けない。その結果、仲間に加われず、関係が切れたりすることも考えられるわけですが、生活保護世帯であれば自家用車を持てないということで、部活、少年団や大会の送迎ができないということも起こってくる。さらに、落ちつ

いて勉強できる部屋がない。参考書や問題集を買えない。塾に通えない。進学費用を工面できないなどの問題も考えられるわけですが、先ほども言いましたように、これに加えて大きいのは保護者が仕事に追われて構ってくれない。それによって、子供がさまざまなストレスを抱え込んでしまう。こんなに大きな問題が子供の貧困によって起こってくるのだということを私たちは改めて考えていく必要があるのだと思うのです。特にこういう状態をどうやって抜け出すのか、それが大きな問題だと思うのです。

先ほど町長が答弁の中で、士幌はまだ働く職場があるのだとおっし ゃいました。しかし、ここのひとり親家庭には限りません。全体的に 言えば非正規で働く人たちが非常に多くなってきた。いわゆる正社員 として働くことができない職場がそういう雇用関係を確立してくれな いということから起こってくる問題があります。非正規で働く人たち というのは、ほとんどが時給750円か800円以下で働かされるわけです。 仮に2,000時間働いたとしても、750円なら150万円なのです。200万円 をワーキングプアといいますけれども、200万円のワーキングプア以 下の生活を強いられている多くの家庭があるのだということを私たち は認識していく必要があるのだと。そういうところに自治体として目 を向けていく必要があるのではないかと。もちろんこれは自治体だけ では解決できない問題でもあります。しかしながら、子供の貧困とい うのはそのようにして家庭の貧困なのです。この家庭の貧困を根本的 に解決しない限り、子供たちが貧困状態から離脱することはできない。 いわゆる貧困の連鎖が起こるということなのです。貧困にかかわる教 育問題については、後の議員が質問されますから、私はそこまで踏み 込まないで進めたいと思いますが、そういう状況で何が起こるかと。 結局は十分な教育を受けることもできない。そのことによって、大学 へ進むなんていうことはおぼつかない話だと。そうすると、いつまで たっても貧困から離脱することができないという、そういう連鎖が起 こるではないですか。この貧困の連鎖をどのようにして断つのか、自 治体として、こういう実態として具体的に私はこうですよというふう に、そこまではちょっと調査は進みませんでした。数字つかめないの です。ワーキングプアがどれぐらいあるのかという数字、それぞれの 自治体の数字というのはなかなかつかみづらい。そういう面があって、 そこまでは調査は進みませんでした。しかし、それが実態としてある ことは間違いありません。そういう視点について、この貧困対策をど のようにして考えていくのか。これは、もちろんこれも自治体だけで はできませんから、国に対してさまざまな対策が必要だと思うのです。 私は延々とやっているわけにいきませんから、町長、さまざまな施策 が先ほど挙げられました。貧困対策事業ということで、たくさんの事 業に取り組んでいますということで挙げられているのですが、実際に

自治体として取り組む場合にそれぞれの課でばらばらで、福祉課であるとか、子ども課であるとか、病院だとか、産業振興課だとか、そういう形でのばらばらな取り組みではいけないと思うのです。ですから、これを横断的な組織をつくる、そういうことが必要なのでないかなというふうに思うのです。繰り返しになりますけれども、子供の貧困というのは世帯全体の貧困ですから、これは多面的な支援が必要になってくるのです。そのために自治体として貧困対策協議会ともいうべき組織をつくり上げて、その中で子供の貧困についての対策をそれぞれ横断的に検討しながら進めるということが必要だと考えるのですが、町長の答弁を求めます。

加納議長小林町長

町長、答弁をお願いします。

言われたとおり、そのまま子供の貧困というのは親の貧困ですから、それをいかによって連鎖をさせないかというのが子供の貧困対策の取り組みだというふうに思ってございますけれども、ただ言われたように町だけではなかなかできるものではなくて、やっぱり国に対して制度をきちんとしてもらうという、そういう取り組みも必要だということでありますから、ただいずれにしても重要な課題だというふうに認識しているところでありまして、具体的にどういう組織をつくるかということについては既存の組織、子供にかかわる組織もありますから、そことの調整もあるのでありますけれども、役場内で横断的にちょっとプロジェクト的に子供の貧困対策なり、先ほどの大西議員が言われた虐待対策について検討するような体制を役場の中につくっていきたいというふうに思っているところであります。

その中でいろいろ課題もあるのでありますけれども、しっかり状況をというのか、検証なり把握をしながら、どういう対策をとるかということでありますけれども、言われたように先ほど申し上げました町としての対策についてもそれぞれ全体的に検証して、それらについても取り組みとして直すものは直す、新たに取り組むものについては取り組むというようなことで、新年度予算等に向けて対策をしてまいりたいというふうに思ってございます。

加納議長清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

町長から横断的な町としてのそういう組織をつくって検討していく という答弁をいただきました。

先ほどから申し上げておりますように、町長も最初の答弁の中で町においても現状をしっかり把握しながら、国、道と連携した取り組みが必要だと認識しているというふうにおっしゃっています。まさにそのとおりだと思うのです。そういう中で、繰り返しになりますけれども、何よりも大切なことは貧困の連鎖を断つことですから、そういうふうにして一定の所得も国にもちろん委ねなければならない場面も多々あると思います。しかしながら、自治体としてどこまでできるのか、

最大限そういう取り組みが本当に必要だと。それが自治体として住民の命と健康を守る、これが自治体としての最大の使命ですから、そこにこそ力を注ぐことが今必要なのだと思うのです。子供の貧困を生み出している、それはもちろん国の施策がそうさせているということがありますけれども、そういう点での自治体の取り組みをぜひ進めていただけるように、そういう取り組みが必要なのだということで、そのことを求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、中村貢議員。

中村議員

教育の格差解消と支援について教育長に質問させていただきたいと 思います。一部先ほど前清水議員の貧困問題ありましたけれども、こ の辺もちょっとダブるかもわかりませんけれども、私の場合にはあく までも教育についての支援ということなので、ご理解をいただきたい と思います。

平成26年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。この法律の規定により、政府は子供の貧困対策に関する基本方針、子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめ、子供の貧困対策に関する大綱を平成26年8月に策定し、北海道では平成31年度までを計画期間とする北海道子どもの貧困対策推進計画を平成27年12月に策定し、教育、福祉、労働等の各部局が連携をし、その対策を総合的に推進することにしたとのことであります。

現在我が国の教育に関する家計の負担は非常に大きく、平成26年度の文部科学省の調査によりますと幼稚園から高校まで公立に通った場合の学費の総額でありますが、523万円、また大学へ進学した場合の入在学費用は平成27年度の日本政策金融公庫の調査によりますと国公立大学で457万円、私立大学文系では675万円、私立大学の理系では818万円かかるとされております。本町においても子供の貧困解消に向け各種の施策を実施していると思われますが、教育の支援についての施策の実施状況についてお伺いしたいと思います。

加納議長 堀 江

教育長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

中村議員の質問にお答えさせていただきます。

我が国における子供の貧困率は、国民生活基礎調査によると平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子供の6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることになります。平成26年度のOECD、経済協力開発機構のまとめでも、日本の子供の貧困率は先進国34カ国中10番目に高い数字でした。全国学力テストの結果分析では、世帯収入の多寡で学力テストの正答率に開きが生じており、家庭の経済格差が学力格差を生んでいるとも報じられているところであります。教育委員会といたしましては、貧困に直面する子供が6人に1

人いるとされることは大変憂慮すべき事態であると認識しております。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、国や道と連携して、さらに町長部局であります保健福祉課、子ども課、産業振興課、建設課等の関係部局とも連携して施策を推進する必要があると思っております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、 昨年度から町長と教育委員会で総合教育会議を開催しております。保 育や福祉等の首長の権限にかかわる事項について協議し、調整を行う ほか、教育の格差解消につきましても会議の中で十分協議していくこ ととしております。教育委員会としましては、子ども・若者育成支援 推進法の規定により定められた子供・若者育成支援推進大綱及び子ど もの貧困対策の推進に関する法律の規定により、教育の支援、生活の 支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を行うため、保健福祉 課や子ども課等の関係課と連携しつつ、町長と協議を行い、子供の貧 困対策を実施しているところでございます。

質問のありました教育の格差解消のための支援にかかわる施策の実施状況につきましては、まず教育委員会事務局では義務教育段階の就学援助、特別支援教育就学奨励費の支給、学童保育料の引き下げ、放課後子ども教室、サタデースクール、学習サポートの実施、学校給食センターでは学校給食費の引き下げや第3子以降免除制度、就学援助制度を受ける場合の学校給食費免除制度を実施し、こども発達相談センターでは児童発達支援及び放課後等デイサービスの使用料の減免を実施、士幌高等学校では国の高等学校等就学支援金制度による授業料相殺や北海道による公立高校生等奨学給付金制度の案内、自主バス運行経費助成、在学中の修学費助成制度、卒業後の大学修学資金貸付制度や大学修学資金貸付返済相当額の助成制度などの施策を行っております。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今教育長に説明いただきましたけれども、子供の貧困対策にかかわる各種施策の実施状況についても説明をいただきましたけれども、貧困の状況下で育った子供たちが大人になっても貧困の状態から抜け出せないほど、いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないものと思っているところであります。教育長の答弁の中で、本町の教育の支援の施策は子供の発達、成長段階に応じて切れ目なく支援を行っているということで理解をしたところでありますけれども、またそれについても大変評価されることだとは思っております。

それで、回答の中に義務教育段階の就学支援とありますけれども、

小学校、中学校の保護者に対する学用品購入費や学校給食費などの支援だと思いますけれども、過去5年間で町内の対象児童生徒数とその比率についてお伺いしたいと思います。

加納議長

堀 江 教 育 長 教育長。

就学援助の支給対象とした町内の小中学生の人数について回答させていただきます。

実績のあります平成23年度から平成27年度までの5年間の実績でお答えさせていただきます。初めに、小学校の対象児童数と比率であります。平成23年度は354人中37人で約10%、平成24年度は371人中37人で約10%、平成25年度は374人中38人で、これも約10%、平成26年度は384人中47人で約12%、平成27年度は375人中37人で約10%でございました。次に、中学生の対象生徒数と比率でございます。平成23年度は163人中14人で約9%、平成24年度は163人中12人で約7%、平成25年度は174人中14人で約8%、平成26年度は173人中17人で約10%、平成27年度は172人中16人で約9%でございました。

以上でございます。

加納議長中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今答弁の中で5年間の本町の就学助成の実績を答弁いただきましたけれども、いわゆる小学生、ほとんど10から12%と。それから、中学校では7%から10%ということで、おおむね町内の小中学生については大体10人に1人が就学援助を受けているということになるかと思います。政府が定めた子供の貧困対策に関する大綱においては、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査をし、公表することになっておりますが、昨年の報道によりますと平成25年度の就学率は全国で15.42%と。また、北海道においては23.6%ということで、全国の4位であると報道されておりますけれども、それから見ましても士幌町の場合は全国平均よりもはるかに少ない結果であると思われます。

次に、高等学校に在学する保護者への支援について伺いたいと思います。高校の授業料は、以前は有償で、平成22年度から25年度までに公立高校に入学した生徒は授業料が一律無料の制度ができました。その後、平成26年の4月からは公立高校の授業料の無償化についての法律が変わり、新制度では公立、私立ともに家庭の所得に応じて高等学校等の就学支援金として授業料相当額が国から支給されるシステムに変わりました。新制度では、国公立、私立を問わず市町村民税所得割合が30万4,200円、年収で910万円程度未満の世帯に高等学校等の就学支援金が国から支給されることになっていますので、多くに生徒が支給対象になっているものと思われます。また、北海道教育委員会では、全ての高校生が安心して教育を受けられるように授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等がいる市町民税所得割が非課税の世帯に対して奨学のための給付金を支給しておりますが、全日制課程の場

合は約3万7,400円を支給しているようであります。このように国や 道の支援策が充実してきていることは大変評価できますけれども、本 町においてはあくまでも職業科の高校しかなくて、多くは帯広市、そ れから音更町、それから上士幌町の普通科の高校に行くためにバス代 や下宿代がかかり、家計が大変だということがよく話を聞かれます。 そこで、高校生を持つ家庭への支援について質問したいと思いますが、 高校生の保護者に対する支援策とその施策の内容について伺いたいと 思います。

加納議長

教育長。

堀 江 教育長

ただいまの質問、高校に在学する生徒の保護者に対する支援でござ いますが、経済的負担の軽減を図ることを目的としまして、保健福祉 課において就学支援の制度を設けてございます。

保健福祉課でやっている部分につきましては、保健福祉課長から説 明を行っていただきたいと思います。その後に士幌高校単独で行って いる制度もございますので、これについては高校事務長から回答させ たいと思いますが、よろしいでしょうか。

加納議長 大森保健 保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

福祉課長

高校に在学する生徒の保護者に対する就学支援金を支給する制度に つきましては、町で高等学校等就学支援金給付要綱という規定を制定 し、平成21年度からは5万円で、本年度からは10万円に改正したとこ ろでございます。基準日は毎年7月1日として、本町の住民票に記載 されている保護者であって、所得は父母合計で年間所得300万円以下 という基準でございます。

なお、支給実績につきましては、27年度は28人の生徒の保護者に対 して140万円を支給しております。

以上でございます。

加納議長

高校事務長。

藤村高校

士幌高等学校の生徒の保護者に対する支援策について高等学校事務 事 務 長 |長、藤村からお答えいたします。

> 教育委員会では、町長と協議を行い、各種の助成度を設けておりま す。在学中に受けられる助成制度の給付の条件は、将来4年制大学に 進学する意思が明確で、成績要件を満たし、また他の生徒の模範とな る生徒の保護者に対して、返還の必要のない給付制度でございます。 助成額は、生徒のPTA会費、学年会費、バス代等が対象で、毎月の 上限は2万円で、平成27年度は2名の生徒がこの制度の対象となって おります。また、自主運行通学バス保護者負担を年10万円を限度とし、 平成27年度の利用者は在校生176人中152名が利用しております。町か ら保護者会への助成として4,267万6,111円を助成し、またフレンドハ ウスの入居支援では部屋代月額1万2,000円を免除しております。平

成27年度は4名の生徒が入居しております。その他4年制大学に進学後の修学資金貸付助成制度を設け、支援制度をしております。内容は無利子貸し付けで、大学1年生は92万円を限度に、2年生から4年生は各42万円を限度に最高4年間で218万円を保護者等は借りることができ、償還期間内最大4年間据え置くことができます。卒業後10年以内で元金均等で返済をしていただくことになっております。

なお、大学進学後町内に住所を有し、町内産業担い手として10年以 上従事、または教員免許を取得し、公立学校等に10年以上勤務の場合 は貸付金返済額相当額の助成を受ける制度も設けております。

以上で説明を終了します。

加納議長中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今の答弁でほとんどの士幌高校生ですか、ある程度の助成を受けているということで、十分わかりましたけれども、普通の高校に進学する生徒、それから士幌高校に通学する生徒に対しての施策ということで理解をしておりますけれども、いわゆる町長部局、保健福祉課の関係であると町長部局と、それから教育委員会の部局ということで、両方のほうから支援があるということでわかりました。

次に、大学進学する場合について教育長に伺いたいと思います。日本の大学は学費が高いと。十勝管内の大学へ進学する場合も生活費も高いし、また経済的理由で大学や専門学校を諦める者もいると言われております。子供の貧困対策により現在15歳の子供のうち貧困の状況にある子供の進学率及び中退率が改善した場合、生涯所得の合計額が約2.9兆円にふえ、政府の財政が1.1兆円に改善するとの推計があります。文部科学省も教育への公的投資は格差の改善や将来の公的支出の抑制などの効果があるとした資料を提出し、高学歴の方が年齢が高く、経済的理由で大学や専門学校を諦めた人が一定数おり、学歴が低いほど貧困率が高いということも示されております。教育格差の是正を初めとした子供の教育への公的投資は重要な意義、社会全体の効果があると思いますけれども、教育長の認識を伺いたいと思います。

加納議長

堀 紅 教 育 長 教育長、答弁願います。

教育の公的投資についての質問でありますけれども、貧困の連鎖を断ち切るため、教育機会の平等を保障することは必要なことだと考えております。親の経済状態にかかわらず、将来子供が自分の生き方を選択し、自立できるように、教育機会の平等を保障するためのセーフティーネットにつきましては、まずは国家の責任で行うべきであると私は思っております。

経済協力開発機構は、昨年11月に加盟国の教育施策の調査結果を公表しております。2012年の国内総生産に占める日本の教育機関への公的支出割合でありますが、3.5%でありました。比較可能な32カ国中最下位で、日本の最下位は6年連続ということであり、日本の教育に

対する国の投資は少ないものであります。私は、未来への先行の投資 として教育投資が不足していると考えております。保護者の教育負担 を軽減して、さらに少子化の克服のためにも、国はさらなる教育投資 の充実を図る必要があると思っております。現在国の奨学金制度につ きましては、有利子か無利子、それの貸与型しかございません。日本 学生支援機構の奨学金制度を調べて見ましたが、無利子で約47万人、 有利子で約84万人が借りているようです。大学生の2人に1人は何ら かの奨学金を利用している状況でございます。昨今は、奨学金が就職 してからもなかなか返済できないという新聞報道も見ております。非 正規などの不安定な雇用のために起こってきているのかなと思います が、そこで文部科学省では給付型の奨学金制度を検討していたようで ございます。最近の新聞を見ますと、政府は今月2日に決定しました ニッポン一億総活躍プランにおきまして、返済不要の給付型奨学金に ついて創設に向けて検討を進めると明記したと報道されております。 給付型奨学金をつくる時期、そして支給対象とする範囲、これら財源 なども決まってはおりませんが、今後の予算編成作業と並行して進め る方針であると思います。今後参議院選挙もございますが、早期に給 付型奨学金制度が国においてスタートするよう私も願っているところ でございます。

以上です。

加納議長 中村議員

再質問あれば許します。12番、中村議員。

今教育長の答弁の中で、奨学金の給付型、いわゆる返済義務のない 給付型の奨学金ということの話も出ましたので、今回私が質問したか ったのもその辺にありまして、日本は大学の学費が大変高いと。かつ 先進国の中で今答弁の中にありました給付型奨学金がない唯一の国で あるということで言われております。世界では、大学の学費は無料か、 または低額と。それから、そうでなければ今言われたような給付型奨 学金制度が整っておりまして、借金をせずに大学に行けるという国が 多いようであります。我が国の奨学金事業は、ほとんどが貸与型しか なく、卒業後の負担が大きくなり、返済ができなくなる例が大変ふえ ております。いわゆる就職してもなかなか高額なところに就職ができ なくて、なかなか借りた奨学金も返せないと。それで、また国として は貸したものは必ず取るということで、厳しい取り立ても行われてい ることでありまして、そういう厳しい、借りても、無事卒業してもそ れを返すために大変苦労しているというのが現実でないかと思いま す。我が国の奨学金事業、あくまでも貸与型しかない。何とか給付型 の導入を求める動きが高まっているという現状があります。特に先ほ ど教育長の答弁ありましたけれども、第2次安倍内閣における教育提 言等を行うということで、教育再生実行会議は今年の5月20日に第9 次提言として「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教 育へ」を取りまとめました。この提言の中、家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障という項目で、給付型奨学金の検討と記されております。それで、来年度予算の中にぜひこれが取り組まれるように期待をしているところと思っているところであります。

また、道内で置戸町や美深町では実際に給付型奨学金を出すような 新聞報道を見ました。これは、地元の高校の入学希望者をふやし、地 元高校を存続させるのが目的であると言われています。その地元でも ほとんど、例えば置戸町では約4名の方がこの給付制度に申し込んで いると。それから、美深町でも約9名の方が奨学金の給付型を申し込 んでいるという例が新聞に出ておりましたが、町単独でいわゆる給付 型奨励金の制度をつくっても、実際には町に就職並びに就業して人口 増にならなければ余り意味がないことだと考えております。士幌高校 でも現在先ほど説明がありましたけれども、大学進学する際には貸与 型給付金制度を設けていますが、卒業して条件を満たせば10年後に貸 付金の相当額を助成する制度と先ほど説明をいただきました。また、 医師になるための修学資金の貸付制度、それから看護師、介護福祉士 になるための修学資金制度も先ほど説明受けました。士幌へ戻ってき て勤務すれば返済を免除する制度であるということです。冒頭で申し 上げましたけれども、私立大学に理系に進学すると818万円かかると されておりまして、文系よりも143万円高く、国公立大学より361万円 も保護者の負担がふえます。町外の高校に進学した場合にも貸与型の 奨学金の制度を設け、大学を出て士幌で就職した場合には貸付金相当 額を助成する制度があれば、バランスのとれた政策になるのではない かと思われます。今後士幌町として士幌高校だけに助成するのではな くて、町外の学校に進学した場合であっても大学を出て地元に帰って きて就職、就業した場合の貸付制度や助成制度を検討すべきではない かと考えていますが、この制度については予算にかかわりますので、 町長に回答をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

加納議長 小林町長

町長。

士幌高校に関しては、現在もそういう今言われたような形で助成を しながら、町内あるいは公務員になれば償還を免除するという制度に してございますけれども、士幌高校の場合は生徒確保という目的で行ってございますけれども、近々魅力ある高校づくりという検討会議も 発足されるわけでありますけれども、それらの議論を踏まえながら取り組んでいきたいと思います。

それから、士幌高校以外の一般の助成制度についてでありますけれども、現在申されたとおり不足職種である医師、それから看護師、介護士については奨学金制度を出すということにしているわけでありますけれども、今国では給付型奨学金の議論が始まったところでありますけれども、相当財政的な観点も見なければならないということであ

りますから、国の制度をしっかり見ながら町としても検討を行ってま いりたいというふうに思っております。

加納議長中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今町長から答弁いただきましたけれども、ぜひ検討していただきた いと思います。

これ最後の質問にしたいと思いますので。教育委員会では、本年度 から児童福祉法の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業、い わゆる学童保育の事務を町長から事務委託を受けて執行していると。 それから、本来学童保育は厚生労働省の所管でありまして、学童保育 の対象者は小学生でもありますので、いわゆる教育委員会で事務を行 ったほうが小学校でそのまま小学校、小学生入るわけですから、小学 校の連携もとりやすく、いいことであると思っております。また、こ とばの教室の施設内では従来の幼児療育センターと子ども課にあって は発達支援センターですか、それを統合しまして、新たにこども発達 相談センターを設置したと。児童通所支援の業務も開始したようです が、これも福祉の事務であり、町長から事務委託を受けて教育委員会 で執行していると。この児童発達支援の業務も、これもやはり同じく 厚生労働省所管の事業だと。幼児、児童、生徒を対象に切れ目なく発 達の相談を受け、支援をすることができて、非常にこれはいい方向で ないかと考えております。今後も子供の貧困対策、発達支援、幼保と 小学校の連携等、教育と福祉がより一層連携をしてより充実した支援 を行う必要があると思います。

先ほど同僚、清水議員の質問にありましたけれども、連携するため の協議会を設置することも大変重要であると考えておりますが、町の 組織機構を一部見直しする検討も必要でないかと考えております。現 在認定こども園や保育所の業務は、町長部局の子ども課で行って、ま た小学生ともスムーズな接続や一貫した切れ目のない教育を考える と、町長が事務委任して教育委員会で行うこともできるのではないか と考えております。そこで、認定こども園の園長もこれ町長が指名、 命令を受け、それからこども発達相談センターの所長もこれは教育委 員会の指揮命令を受けて行っているということで、ただ問題はここで 園長とか所長は同一人物で兼務しているということであります。また、 全国でも事例を見ますけれども、教育委員会で認定こども園や保育所 を事務を市町村から委任を受けて行っている自治体が今ほとんど、ふ えてきております。そういう意味で本町でもぜひいわゆる一貫して、 要するに幼保子供から、幼稚園、保育所、それから小学校、中学校、 高校ということで、教育委員会で一括してできれば一番それが理想的 な形になるのではないかと考えております。教育と福祉が連携して切 れ目ない支援を行うためにも、ぜひとも検討していただきたいと思い ます。これについても町長と教育長の考え方をそれぞれお聞きして、

質問を終えたいと思います。

加納議長

教育長。

堀 江教育長

認定こども園、へき地保育所とかの組織にかかわることでありますので、私が答弁はするものではございませんで、町長の権限に属するものでございます。実態を今お話ししますと、昔の幼稚園というのは教育委員会の管轄、文部科学省の管轄でございました。平成20年でしたか、認定こども園、士幌町は十勝でもいち早くできまして、幼稚園と保育所が合体した形になっております。現在でも幼稚園部門につきましては、北海道教育庁十勝教育局の指導主事の訪問を受けながら、先生たちは業務を行っております。ですから、密接に教育と保育が連携して動かなければならないものだと認識しているところでございます。町長から正式に要望がございましたら、教育委員会内部で、教育委員会の会議で検討していきたいと私は考えております。

加納議長小林町長

町長、どうですか。

今年、本年度の4月から学童保育と放課後子ども教室、子ども交流 センターについて、教育委員会に移行して、従来子ども課の管轄だっ たのですが、今回教育委員会に移行したわけでありますけれども、あ と子ども課そのものについても移行するという検討をしてきたわけで ありますけれども、ちょっと業務のバランスというのか、量のバラン ス等もあって、当面今年度は見送ったわけでありますけれども、1つ 例えば教育委員会に所属する、あるいは町長部局に所属しても、いず れにしても連携をしなければならないということについては違いない わけですから、そういうものだということでありますけれども、ただ 組織についてはいつまでもこれで固定だというふうな考え方は持って いませんので、そのときの実情に応じて流動的に再編をする、あるい は同一業務については検討するというような考え方で組織をしていき たいと思いますけれども、認定こども園なり子ども課をどうするかと いうことについても教育長ともよく協議をしながら、より効果が上が るような組織にしていきたいというふうにするべく努力をしていきた いと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長

以上で中村貢議員の質問を終了いたします。 ここで13時15分まで昼食休憩といたします。

> 午後 0時06分 休憩 午後 1時15分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

質問順位4番、秋間絋一議員。

秋間議員

それでは、高齢者等緊急通報システム設置事業について町長に質問をいたします。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには、安否の確認や緊急時の対応、高齢者相互が交流できる場、生活相談など多様な見守りサービスを提供することが非常に重要であります。一人の住民の福祉を守るために行政ができることは何かを基底に次の質問をいたします。本町の高齢者等緊急通報システム設置は、おおむね75歳以上のひとり暮らし、虚弱高齢者や高齢者のみで構成される緊急時に適切な対応が困難な世帯に緊急事態連絡用に据え置き型、ペンダント型を設置をしております。

1として、対象年齢をおおむね75歳以上と定めているが、一見元気な高齢者であっても、緊急通報システムがいつ何どき必要となるかわからないこともあり得ることから、対象年齢を介護保険制度の1号被保険者が65歳以上となっているので、それに合わせて65歳まで引き下げてはどうか。

2、現行の緊急事態連絡用は据え置き型の通報サービスは屋内のみであることから、外出先での健康上の不安が要因で部屋に閉じこもり、外出を控えることによる弊害が生じ、肉体的、精神的に悪影響を招くおそれがあります。これらのことを解消し、いつまでも安心で生き生きと暮らせる環境をつくり、健康寿命を延ばすことも福祉サービスの一環と考えます。このように利用者ニーズの多様化に伴い、屋内外、外出先で緊急通報サービスが受けられる携帯電話型GPS機能つきシステムを導入し、貸し付けしてはどうか。

以上、町長の所見を伺います。

加納議長小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町では、第6期町づくり総合計画及び第3期地域福祉計画において、 支え合いで、安心安全を共感する町を目標に、高齢者、障害者が安心 して生活できる地域づくりや生活する上での必要な支援、環境づくり を行っているところであります。高齢者の見守りや緊急時のサービス に関する事業では、救急医療情報キットの設置や安否確認を行う安心 安全地域づくり事業、地域のサロン推進や見守りネットワーク、配食 サービスなどの地域福祉活動実践事業などの社会福祉協議会へ委託を 行っている事業等があります。

秋間議員の質問にあります1点目の高齢者緊急通報装置の設置については、高齢者及び障害者の日常生活における急病、災害等緊急時に対応するためにNTTのシルバーホンあんしんSVという機器を設置し、貸し出しを行い、緊急時にボタン一つで通報するシステムであります。受信業務は北海道健康づくり財団に委託し、救急車が必要になった場合は消防への連絡を行うもので、緊急時以外であっても専門職の電話による相談も可能であります。

なお、この対象者でありますが、設置要綱において、1つはおおむ ね75歳以上のひとり暮らしであり、要介護認定を受けている世帯、2 つ目としておおむね75歳以上の老人のみで構成する世帯であり、緊急 時に適切な対応を行うと認められる世帯、③としてその他特に必要と 認める世帯となっているところであります。対象者への案内は、ケア マネジャーや障害の相談員を通して個別に行っているもので、年齢に とらわれることなく75歳以下の方も利用している現状にあります。秋 間議員から提案にあります65歳以上から対象ということについては、 運用面での実態や制度面での整合性も考慮に入れながら検討してまい りたいと存じます。

次に、2点目のGPSつき携帯電話型のシステムについては、携帯 電話の機種、機能の変更や電波受信エリアなどの課題もあると聞いて いるところであります。また、外出先となりますと市町村エリアでは なく、広域での緊急通報装置や徘徊ネットワークのあり方の検討も必 要であります。十勝においては、健康づくり財団、本町も含めて5町 村であります、安全センター、帯広市など5町村、消防署に委託を行 っているところでありますが、機能であるとか価格などそれぞれの課 題もあるところであり、今後の見込みや緊急時対応についてのニーズ の把握を行いながら、広域的な取り組みを視野に検討してまいりたい と存じます。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 秋間議員 再質問があれば許します。3番、秋間議員。

ただいま答弁をいただいたわけでございますけれども、対象者おお むね75歳以上のひとり暮らしであり、要介護認定を受けている世帯と いうふうに本町は定められておりますけれども、他の町村等を調べて みますと、この部分については大勢の方の活用を願うという意味から 非常に範囲を広めてございます。例えば音更町においてもおおむね65 歳以上でひとり暮らしの世帯、またはおおむね65歳以上で夫婦世帯、 重度心身障害者を有する世帯など、こういうふうに非常に窓口を広げ て利用していただいているというところが多いわけでございます。そ ういう意味からいいましても、私は65歳以上でひとり暮らしで身体上 日常生活に注意を要する方を対象にというふうに、そういうように改 定をしてはどうかというふうに思っております。これについて答弁を いただきたいと思います。

加納議長 小林町長 町長。

十勝管内でも半数くらいが65歳以上という規定をしているわけであ りますけれども、その方向で検討してまいりたいと思いますけれども、 あとほかの実態の介護保険含めた制度上の整合性も検討したいと思い ますけれども、基本的には65歳、実態がそうなっていますから、65歳 という方向で新年度から実施するように検討してまいりたいと思いま す。

加納議長秋間議員

ほかに再質問ございませんか。 ありがとうございました。

それでは、2の質問について入らさせていただきますけれども、答 弁書の中でGPSつきの携帯電話のシステムについてということで、 携帯電話の機種、機能の変更や電波受信エリアなどの課題もあるとい うふうに答弁をされているわけでございますけれども、実はこれは町 民からいろんな要望がございました。なぜならば、ちょっと紹介させ ていただきますけれども、私も帯広市に行って勉強させていただいた わけでございますけれども、帯広市の場合は閉じこもり症候群や生活 不活発病というふうになっていますけれども、そういうおそれがあり、 体も心も衰えてしまうと。そういう高齢者の心身の活性化や生きがい の創出を目的として携帯電話型のGPSつき機能を導入を26年にして いるわけでございます。これもGPSつきのものを使った方で、命を 取りとめたという事例がございました。これは、町内にいる親戚の方 で、帯広在住の方でございますけれども、先ほど言ったように外出先 で発作を起こしてこの携帯型電話のGPSのボタンを押し、センター から消防署に出動要請があり、救急車によって病院に搬入され、一命 を取りとめたというようなことがございまして、そういうことを知っ た町内の方々から、本町においてもこういうものを導入できないのか という強い要望が実はございます。そういう形の中で今回も質問をさ せていただいているわけでございますけれども、前段で申し上げた携 帯電話の機種、機能についてということでございますけれども、現行 の帯広市のものだとか他のものについても、これはモバイル型のもの であって、その機種について実はそこから発信されたものはセンター に、センターから消防署に行くというような形で一連の流れになって ございますし、エリアについても電波が届くエリア、士幌町において は失礼ですけれども、下居辺の部分はちょっと弱い部分もありますけ れども、要するに電話会社の電波のエリアであればどこでも使えると いうようなことでございます。その辺については論議はすることはな いと思いますけれども、十分研究をしていただいて、今後取り進めて いただきたいというふうに考えております。

それで、実は町が実施した町民アンケートでございますけれども、この町民アンケートにおいて町外に移りたい理由として、医療や福祉面が不安、これが56.5%で第2位を占めてございますし、また日常生活の重要度においても高齢者支援が第2位と。福祉サービスに対する理解が得られておらず、住民意識と大きな乖離があり、町民の不安が払拭されていない実態ではなかろうかなというふうに考えております。住民が求めている福祉サービスとは、そのニーズに整合した小さな対応や支援等に一つ一つ丁寧に取り組み、実践されることが真の福

祉サービスであり、町民愛に満ちた福祉行政ではないかというふうに 私は考えております。そのような意味においても、現行の高齢者情報 システム、据え置き型のほかに、前段も申し上げているようにGPS つきの携帯電話型を導入して、安心な生活を送っていただくというよ うな取り組みを私は本町においても進めていっていただきたいと。答 弁の中でも今後検討するということでございますけれども、広域的な 取り組みも視野に入れてと、これも一つの課題ではありますけれども、 近々に本町でできるものについては早急に検討していただき、前段申 し上げたようなことで進めていただきたいと。町長の答弁を求めます。 町長。

加納議長

小林町長

本町のシステムにつきましては、室内で1人でいた場合にもし何か ぐあい悪くなったときにそれで緊急に通報するという、そういう想定 で、そういう対応ということで設置をしていたわけでありますけれど も、先ほど来秋間議員がおっしゃるように帯広等においては外出時も モバイル型の緊急装置を使っているということでありますけれども、 それぞれ担当のほうもお聞きした中では利用状況あるいはいろんな課 題もあるというふうにお聞きしているところでありますけれども、そ れらを調査しながら今後も検討させていただきたいと思います。

加納議長

以上で秋間絋一議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回はあす15日午後1時半から再開します。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時30分)